

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年6月7日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 森田 康夫

1 調達内容等

- (1) 調達件名及び数量 熊本河川国道事務所自動車（パトロールカー）1台
交換購入
(購入1台、引渡1台)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年9月15日迄
- (4) 納入及び引渡場所 熊本市東区西原1丁目12-1
熊本河川国道事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、国が交換に供する物品との交換契約とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、購入物品（車両本体、特別装備品、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、消費税相当額、納車費用、登録に必要な費用、再資源化預託金等及び情報管理料金及びその他必要な費用を含む）と国が交換に供する物品（交換車両引渡価格）との差額金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」（のうち営業品目「車両類」）のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
 - ③ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 入札説明書に示す当該調達物品の同種品又は類似品に係る製造実績又は納入（販

- 売)実績があることを証明したものであること。
- (4) 入札説明書に示す当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。
 - (5) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。
 - (6) 競争参加資格確認申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (8) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12-1
九州地方整備局熊本河川国道事務所 経理課 契約係 専門員
電話096-382-1127(内線225)
FAX096-382-0618
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 - ① 交付場所は、上記(1)に同じ
 - ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (3) 申請書等の提出期限 平成29年6月19日 17時00分
- (4) 入札書の提出期限 平成29年6月28日 17時00分
- (5) 開札の日時及び場所
平成29年6月29日 10時00分 熊本河川国道事務所入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項
本調達案件の入札に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、上記3(3)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 落札対象
証明書等は、分任支出負担行為担当官において資格審査を行い、本調達案件の遂行が可能と認められると判断した当該申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は 2 回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 本調達案件に関する詳細は入札説明書による。